

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)の見方

※この通知を再発行することはできません。紛失した場合で所得額等を証明する必要がある場合は、課税内容証明書を請求してください。

【課税標準額】

税額計算の基礎となる額です。各種所得を合算して所得割額を計算する「総合課税」と、他の所得とは区別して計算する「分離課税」の2種類があります。
 <総所得③> = 「総所得金額①」 - 「所得控除合計②」(1,000円未満切捨)
 【分離課税】以下の項目ごとに計算方法が異なります。

項目	内容
山林所得	山林の伐採または譲渡による所得
分離短期譲渡	土地建物の譲渡による所得(5年以下保有)
分離長期譲渡	土地建物の譲渡による所得(5年超保有)
株式等の譲渡	株式等の有価証券の譲渡による所得
上場株式等の配当等	上場株式の配当等のうち申告分離課税を選択して申告した所得
先物取引	先物取引をし、差金等決済をした時の所得

【所得】

項目	内容
給与所得(所得金額調整控除後)	給与収入 - 給与所得控除額 - 特定支出控除額 - 所得金額調整控除
その他の所得計	給与所得以外の所得の額の合計(分離課税に該当する所得は除く)
主たる給与以外の合算所得区分	その他の所得計に含まれる所得に「*」を表示
総所得金額①	給与所得 + その他の所得計

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 給与所得(所得金額調整控除後) その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準額
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 特定親族特別 基礎	総所得金額① 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 先物取引
所得控除の内訳	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 特定親族特別 基礎	総所得金額① 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 先物取引

【摘要】
「通知書を送付した理由」「住宅借入金等特別控除の詳細額」「寄付金税額控除額」等を記載しています。

税額	納付額	
	6月分	7月分
市民税		
県民税		
森林環境税		
特別徴収税額		
控除不足額		
既充当・既委託納付額		
差引納付額		
変更前税額		
増減額		
変更月		

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したため、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定に基づき、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求を提出し、その審査請求の決定の取消しを求めると同時に、前記の審査請求に係る判決の効力を受けた日の翌日から起算して3か月以内に(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を待たなければ提起することができないこととされていますが、①がなかった場合に、②から3か月を経過しても、③の他裁判を提起することになります。

市民税・県民税に関するお問い合わせの際は、通知書に記載された指定番号と宛名番号をお伝えください。

毎月の給与から差し引かれる税額です。
 「差引納付額(⑨-⑫-⑩、⑪)」を「開始(変更)月から5月までの月数」で割った金額が、毎月の給与から差引されます。
 ※100円未満の端数金額は各月の税額から切り捨てられ、開始(変更)月に合算されます。

【所得控除の内訳】

項目	内容
雑損	雑損控除の額
医療費	医療費控除の額
社会保険料	社会保険料控除の額
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除の額
生命保険料	生命保険料控除の額
地震保険料	地震保険料控除の額
障・寡・ひ・勤	障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除の額の合計
配偶者	配偶者控除の額
配偶者特別	配偶者特別控除の額
扶養	扶養控除の額
特定親族特別	特定親族特別控除の額
基礎	基礎控除の額

【人的控除等の内訳】

扶養親族該当区分		本人該当区分	
控配	控除対象配偶者	未成年者	未成年者
老配	老人控除対象配偶者	特障	特別障害者
特定	特定扶養親族	他障	普通障害者
同老	同居老親等	寡婦	寡婦
老人	老人扶養親族	ひとり親	ひとり親
年少	16歳未満扶養親族	勤労学生	勤労学生
その他	一般扶養親族		
同障	同居特別障害者		
特障	特別障害者		
他障	普通障害者		
特親	特定親族		
	繰越損失		繰越損失がある場合

【税額】

項目	内容
税額控除前所得割額④	所得区分に応じて税率をかけて所得割額を計算します。 総合課税分 = 総所得③ × 市民税6%、県民税4% 分離課税分 = それぞれの分離課税所得に応じた税率をかける
税額控除額⑤	調整控除・配当控除・住宅借入金等特別控除・寄付金税額控除・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の合計額
所得割額⑥	税額控除前所得割額④ - 税額控除額⑤
均等割額⑦	市民税3,000円、県民税1,500円
森林環境税⑧	1,000円(定額の国税)
特別徴収税額⑨	市民税・県民税の所得割額、森林環境税及び均等割額の合計額 ⑥ + ⑦ + ⑧
控除不足額⑩	所得割額⑥から控除しきれなかった配当割額・株式譲渡所得割額
既充当・既委託納付額⑪	控除不足額⑩から、特別徴収税額⑨に充当した金額
既納付額⑫	変更通知前に納付済の税額
差引納付額(⑨-⑫-⑩、⑪)	給与から差し引かれる税額
変更前税額⑬	税額変更前の税額
増減額(⑨-⑬)	税額変更等があった場合の増減した金額
変更月	税額変更があった月